

天然記念物山口ゲンジボタル発生地保存管理計画策定委員会規約

(名称及び目的)

第1条 この委員会は、天然記念物山口ゲンジボタル発生地保存管理計画策定委員会(以下「委員会」という。)と称し、山口ゲンジボタルの種及び文化的な価値を認識し、指定区域内における生息環境の保存及び開発行為との調整を図るための基準を定めることを目的とする。

(業務)

第2条 委員会は前条に掲げる目的を遂行するために、次に掲げる業務を行う。

- (1) 指定区域内における保存管理区域の検討
- (2) 指定区域内における望ましい施工方法の検討
- (3) その他ゲンジボタル発生地の保存に必要と考えられる事項の検討

(組織)

第3条 委員会は会長及び委員をもって組織する。

2 委員の定数は7名以内とし、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 関係行政機関の職員のうちから教育長が任命する者 4名以内
- (2) 学識経験者のうちから教育長が任命する者 3名以内

3 委員会の会長は委員の互選により選任する。

4 会長に事故ある時はあらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は会長が必要と認めたときに招集する。

2 会議の会長は会長をもって充てる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、山口市教育委員会文化財保護課において処理する。

(その他)

第6条 その他規約に定めるもののほか、必要な事項については、その都度委員会に諮り決定する。

附 則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。